

# 輸出拡大のための相手国・地域の 規制等への対応強化（工程表）

---

農林水産省

厚生労働省

令和元年9月27日

# I 国内対応

## 輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化

### I 国内対応

#### 1. 年内に即応すべき課題

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
4	米国	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	<p>【認定申請準備中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市中央卸売市場第二市場</li> </ul>	<p>農水省、厚労省、京都市（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、5者協議（※）等を開催し、10月をめぐりに申請できるよう、技術支援を行う</p>		<p>厚労省は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内に認定*</p>			<p>16.5億円程度</p> <p>(No.1、2、3、4、28の合計)</p>
8	EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	<p>【認定申請準備中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市中央卸売市場第二市場</li> </ul>	<p>農水省、厚労省、京都市（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、5者協議（※）等を開催し、10月をめぐりに申請できるよう、技術支援を行う</p>		<p>厚労省は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内にEUへ通知*</p>			<p>19.5億円程度</p> <p>(No.5、6、7、8、28の合計)</p>
10	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	<p>【認定申請中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（株）北海道畜産公社早来工場</li> <li>・県北食肉センター協業組合（埼玉県）</li> </ul> <p>2019年5月の認定権限の移行に伴い、厚労省は、新たな輸出要綱に基づき必要な追加資料の提出を求めている。</p>	<p>事業者は、厚労省に要綱に基づく追加資料を提出</p>		<p>厚労省は、審査及び現地調査の結果を確認の上、問題がなければ2か月以内にシンガポールへ施設認定を通知*</p>			<p>1億円程度</p> <p>(No.9、10、11、29の合計)</p>

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
11			<p>【認定申請中】</p> <p>・(株)越谷食肉センター（埼玉県）</p> <p>2019年5月の認定権限の移行に伴い、厚労省は、新たな輸出要綱に基づき必要な追加資料の提出を求めている。</p>	事業者は、厚労省に要綱に基づく追加資料を提出	厚労省は、追加資料を確認し、問題がなければ1か月以内にシンガポールへ施設認定を通知*				
12	EU	<p>ホタテの輸出には生産海域の水質モニタリングが必要 （海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要）</p>	<p>EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で6海域、青森県で1海域が指定されている。関係者（北海道、東北地方）からの海域指定を希望する声あり。</p> <p>農水省と厚労省は、海域モニタリングを行う希望のある水域を確認し、支援を開始。</p>	<p><b>【北海道】</b></p> <p>農水省及び厚労省は、北海道による海域指定に向けて支援</p> <p>北海道による海域指定に必要なデータの収集・整理が必要</p> <p>北海道による厚労省への承認申請に必要な書類作成が必要</p> <p>厚労省の承認を得た上で、北海道が海域指定</p> <p>厚労省がEU当局へ通報</p> <p>①農水省及び厚労省は、北海道によるモニタリングの実施体制構築に向けて支援 ②北海道によるモニタリングの実施体制構築が必要 ③国は、海域指定に対応したモニタリングの支援に必要な予算を確保 ④北海道又は事業者は、海域指定に対応したモニタリングに必要な予算の確保が必要</p> <p>海域モニタリングの実施</p> <p><b>【青森県】</b></p> <p>農水省及び厚労省は、青森県による海域指定に向けて支援</p> <p>青森県による海域指定に必要なデータの収集・整理が必要</p> <p>青森県による厚労省への承認申請に必要な書類作成が必要</p> <p>厚労省の承認を得た上で、青森県が海域指定</p> <p>厚労省がEU当局へ通報</p> <p>①農水省及び厚労省は、青森県によるモニタリングの実施体制構築に向けて支援 ②青森県によるモニタリングの実施体制構築が必要 ③国は、海域指定に対応したモニタリングの支援に必要な予算を確保 ④青森県又は事業者は、海域指定に対応したモニタリングに必要な予算の確保が必要</p> <p>海域モニタリングの実施</p>					4.2億円程度（対EU輸出金額（2016年）から推計）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降		
13	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	<p>三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定を申請、シンガポールに提出済み。</p> <p>昨年10月から本年4月までに我が国から輸出された冷凍ガキからの高頻度のノロウイルス検出に伴い、シンガポール食品庁は、調査結果と再発防止策が提示されるまで、活ガキ衛生プログラムの審査を進捗させることにつき慎重である旨表明。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再発防止策を提示後、農水省は、シンガポールからの追加質問や、資料要求に対応。</li> <li>農水省は、活ガキの輸出審査の進捗に向けて、協議を実施。</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>農水省は、10月中をめどにシンガポール側のノロウイルス検査体制を踏まえた再発防止策を提出</p> <p>農水省は、大分県及び宮城県の追加情報の提出を支援 ※大分県（4月26日）、宮城県（6月18日）はシンガポール側に申請済み。</p> <p>農水省は、審査の進捗を働きかけ</p>						4件。0.4億円（三重県の輸出目標額1千万円/年から推計）
14	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	<p>三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が申請書を作成中。</p> <p>昨年10月から本年4月までに我が国から輸出された冷凍ガキからの高頻度のノロウイルス検出に伴い、シンガポール食品庁は、調査結果と再発防止策が提示されるまで、活ガキ衛生プログラムの審査を進捗させることにつき慎重である旨表明。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再発防止策を提示後、農水省は、シンガポールからの追加質問や、資料要求に対応。</li> <li>農水省は、活ガキの輸出審査の進捗に向けて、協議を実施。</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>農水省は、10月中をめどにシンガポール側のノロウイルス検査体制を踏まえた再発防止策を提出</p> <p>農水省は、広島県及び福岡県の申請書の作成を支援</p> <p>農水省は、審査の進捗を働きかけ</p>						

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
15	EU	カキの輸出には生産海域の水質モニタリングが必要 (海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要)	EU向け輸出力ギ生産海域は、現在指定されていないが、国際商材であるカキについて、EU向け輸出を検討している事業者が存在  ただし、現在、EU・HACCP認定を取得した加工施設は存在しない。	<p>農水省及び厚労省は、関心をもつ事業者がいる14県において、加工場等のEU認定の仕組みや施設改修等の支援策についての事業者向け説明会を開催するとともに、県等にも海域指定に向けた説明を実施</p> <p>農水省及び厚労省は、EU輸出に前向きな事業者のいる県等から順次海域指定とモニタリング実施に向けた支援を開始</p> <p>都道府県等（保健所を含む）による海域指定に必要なデータの収集・整理が必要</p> <p>都道府県等（保健所を含む）によるモニタリング実施体制構築が必要</p>					（輸出の前提となる衛生条件）
17	EU	輸出处原料に使用する生乳生産農場はブルセラ病・牛結核病の検査が必要	農場におけるブルセラ病、牛結核病の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済  農水省は、検査費用を補助する補助事業を公募し、審査を経て、2019年7月に交付を決定。	<p>農水省は国内のチーズ工房（2工房）を対象にブルセラ病・牛結核病の検査を都道府県家畜衛生部局の協力の下に実施</p>					（輸出の前提となる衛生条件） なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要（最短で2021年4月以降）。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
18	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	<p>山羊・羊の生乳については、2019年始めに輸出希望の声が判明したことから、牛の生乳と同様に分析法の開発、バリデーション（分析法の妥当性評価）及び検査を実施し、モニタリング計画を策定する必要。厚労省及び農水省は6月にモニタリング計画を作成済み。</p> <p>（牛の生乳については、2017年度、2018年度に、農水省の予算により、EUから求められている全検査項目（動物用医薬品、農薬等）について分析法の開発、バリデーション及び検査を実施し、モニタリング計画を作成済</p>						— (輸出の前提となる衛生条件)
20	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要	2019年7月、JFS規格による適合証明書の発行体制が構築済み。並行して、国、都道府県は、必要な証明書の発行体制を整備。証明書の様式についても決定した。引き続き、行政機関等によるサポートが必要。						青果物について、輸出を継続させる。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
21	全輸出先国・地域	食肉の包材（ダンボール）への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           厚労省は、6月に実施した打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正予定         </div>					－ （包材の表示）
22	米国 EU 香港 等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的な畜・解体が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱（輸出先国の法令）に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。</li> <li>・厚労省は、2019年6月24日付けで、要綱に記載されている要件又は基準について解釈に迷う場合は厚労省に相談するよう、全自治体へ通知を发出。</li> <li>・厚労省は、2019年7月5日付けで要綱の具体的な運用（可動式ドライ・ランディングゾーンが要綱の解釈上認められる旨）について、全自治体へ通知を发出。</li> </ul>	<b>【対処方針】</b> ・厚労省は、要綱の具体的な運用について照会があれば対応					－ （輸出の前提となる衛生条件）
23	台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インド、メキシコ、NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	厚労省、農水省、都道府県等（保健所を含む）、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1～2日で発行される。  厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体に発行業務の迅速化等を依頼済み。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           農水省は、調査を実施した事業者に対し、衛生証明書発行業務の迅速化等の対応状況調査を行う         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;">           農水省の調査結果を踏まえ、農水省及び厚労省は、対応を検討         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;">           農水省及び厚労省は、輸出の証明書発行窓口の一元化、更なる迅速化等を検討         </div>					衛生証明書が必要な国々への輸出額の維持・拡大（代表的な国々への水産物輸出実績（2018年）：1,153億円）
102	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	・2019年8月8日に輸出要綱を策定	<b>【対処方針】</b> ・厚労省及び農水省は、認定希望者に対し、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう、支援を行う					0.01億円程度

I 国内対応

2. 来年以降も対応が必要な課題

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
27	米国	活カキの輸出には国家員類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	<p>輸出国は米国と同等の国家員類衛生プログラムを策定し米側に申請・承認されることが求められる。</p> <p>同プログラムが承認されるためには、                      ①米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版員類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、                      ②米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること                      等が必要であることが判明。</p>	<p>厚労省及び農水省は、日本版員類衛生プログラムを作成（必要に応じ、米国に対して追加的な情報を照会）</p> <p>農水省及び厚労省は、EU向けカキ輸出説明の際に、仕組みが似ている米国についての情報も共有すると共に、加工場等の認定や施設改修等の支援策についての事業者向け説明会を開催</p> <p>農水省及び厚労省は、輸出に前向きな事業者のいる県等から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始</p> <p>都道府県等（保健所を含む）によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要</p> <p>都道府県等（保健所を含む）によるモニタリング実施体制構築が必要</p> <p>農水省及び厚労省は、米国へ申請を行う</p> <p>米国による現地調査を含む審査・認定</p> <p>都道府県等（保健所を含む）によるモニタリングの実施が必要</p>					0.5億円程度（活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出実績と同程度）
28	米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・（株）栃木県畜産公社（2020年3月竣工予定）	<p>農水省、厚労省（本省、地方局）、栃木県（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、引き続き、施設整備、衛生管理、人材育成等について、5者協議（※）を実施し、2020年3月の竣工後速やかな申請ができるよう技術支援を行う</p> <p>施設稼働後、厚労省は、審査及び現地調査を行い、原則、申請後3か月以内に認定*／EUへ通知*</p>					米国：16.5億円程度（再掲） EU：19.5億円程度（再掲）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性	
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降		
29	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)いわちく(岩手県)(2020年3月竣工予定)	<p>農水省、厚労省(本省、地方局)、岩手県(本庁、食肉衛生検査所)及び事業者は、9月以降、施設整備、衛生管理、人材育成等について、5者協議(※)を実施し、2020年3月の竣工後速やかな申請ができるよう技術支援を行う</p>					施設稼働後、厚労省は、審査及び現地調査を行い、原則、申請後3か月以内にシンガポールへ施設認定を通知*	1億円程度(再掲)
30	ベトナム(各国共通)	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。申請は地方厚生局において平日受付で、約2~3週間で発行される。	<p>農水省及び厚労省は、事業者への証明書の改善要望調査結果を踏まえ、発行体制の見直しを含め検討</p>					農水省及び厚労省は発行体制を検討し、速やかに新たな発行体制を構築する	—

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
31	北米 EU オセアニア アジア	輸向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定。	<p>農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、</p> <p>1 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。(当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。)</p> <p>2 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省及び厚労省が協議の体制を整備し、インポートトレランス申請の効率化について協議を行う。</li> <li>・事業者は、補助事業を活用し、輸出先国等に基準値設定の申請(再設定の申請も含む)をする。</li> <li>・農水省は、厚労省の協力も得つつ、データを整理し、輸出先国等に対して基準の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかける。</li> <li>・厚労省と連携の上、Codex基準の設定に向けた優先リストへの掲載提案等の準備を行う。</li> </ul> <p>農水省が厚労省と連携の上、Codex委員会の関係部に優先リストへの記載を提案することによって早期に基準の設定を目指す</p>					—
32	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかりすぎるため、商品の鮮度が悪化する。また、問題が発生した時の相談窓口がない。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に事業者へのフォローアップを実施</li> <li>・引き続き、各種ツール(農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等)を活用し、事業者等に対して相談窓口(在外公館、現地JETRO)の情報提供</li> </ul>					—
33		輸出相手国の要件に対応するための技術支援	米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、と畜方法について技術的な検討を進め、令和2年3月をめぐりに改善に向けた調査・検討結果をとりまとめる</li> <li>・農水省は、食肉処理技術等の向上に向けて適切な助言を行う</li> </ul> <p>厚労省は、上記結果を踏まえ、輸出要綱の具体的な運用について周知を行う</p>					—

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
34		産地魚市場のEU・HACCP登録支援	国の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP施設に登録が行えるよう支援が求められる。	<p>農水省及び厚労省は、EU・HACCP登録を検討している市場関係者（8か所）を対象とした現地説明会を開催</p> <p>国は、市場関係者を対象とした講習会を行う補助事業実施に必要な予算の確保</p> <p>農水省及び厚労省は、EU・HACCP登録に前向きな市場関係者が多数存在する産地市場から順次、登録に向けた体制構築等の支援を開始</p>					—
35		中国への輸出の証明書発行窓口一元化	食品衛生に関する証明は地方厚生局、放射性物質検査証明や原産地証明は農水省に申請する必要。窓口の一元化が求められる。	<p>【対応方針】 農水省及び厚労省は今後の対応について検討中。</p>					—
36	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続きの早期化に向けた支援が求められる。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に事業者へのフォローアップを実施</li> <li>・引き続き、各種ツール（農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等）を活用し、事業者等に対して相談窓口（在外公館、現地JETRO）の情報提供</li> </ul>					—
103	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱への対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。</li> <li>・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依頼。</li> </ul>	<p>【対応スケジュール】</p> <p>事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を10月末までに厚労省に提出</p> <p>厚生局は現地調査を行い、不適事項が確認された場合、事業者は令和2年8月末までをめぐりに改善</p> <p>【対処方針】 農水省及び厚労省は、5者協議等を通じ、要綱への円滑な対応が可能となるよう、支援を行う</p>					— (輸出の前提となる衛生条件)

## Ⅱ 相手国・地域との協議への対応

II 相手国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
37	台湾	水産物について早くて2020年1月から、新たに衛生証明書が必要	台湾側によれば、新たな制度の施行は2020年1月以降であり、各国政府に衛生証明書の案の提出を依頼しているとのこと。我が国の衛生証明書様式に記載すべき事項についても聞き取ったところであり、我が国の衛生証明書案について、8月28日付で発電済み。	<p>【対応スケジュール】</p>					台湾向け輸出額の維持・拡大（台湾向けの水産物輸出実績（2018年）：173億円）
38	22国・地域	原発事故に伴い7ヶ国・地域は福島県など一部地域の産品の輸入を停止。その他の国・地域も放射性物質の検査証明書・産地証明書等が必要。	農水省を中心に厚労省、外務省等が参加する交渉チームが各国政府にモニタリング調査結果等を示し、輸入停止措置及び証明書添付義務等の撤廃・緩和を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、厚労省や外務省と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化</li> <li>・厚労省は、上記に加えて、諸外国との協議の機会を捉えて、働きかけを実施</li> <li>・外務省は、各国在外公館等も活用した働きかけを実施</li> </ul>					輸入停止が解除されれば、各県の特産品を中心に輸出拡大効果は大きい。 輸出に当たっての検査証明書等の条件緩和も輸出コストの低減につながる。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
39	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議  鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる。  卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。 2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。 EUによる公衆衛生評価中。  EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているが、国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められている。  EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、本年7月から年末にかけて当該枠組に従って年内にEUから求められた項目を検査する必要がある。	【対応スケジュール】  厚労省及び農水省は、EUからの回答入手後1か月以内に輸出要綱を公表  厚労省は、対EU輸出要綱に輸出处産品に限り、殺菌剤を用いない洗浄を可能とする旨規定  農水省は、EU向け卵製品の原料となる液卵製造の実証試験を実施  農水省が構築したモニタリング体制に基づき、卵については国内1GPセンターにて200検体、牛の生乳については国内25農場にて計300検体を採取し、モニタリング検査を実施	厚労省及び農水省は輸出要綱に基づき事業者からの申請に応じた施設等を認定  モニタリング結果をEUへ通知	(卵・卵製品) 0.02億円程度 (乳・乳製品) 0.1億円程度 なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要(最短で2021年4月以降)。			
40	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了。 EUによる公衆衛生評価中。 家畜疾病の鳥インフルエンザ清浄化から1年間発生がないことが必要なことから、早期の第三国リスト掲載を目指し、農水省が交渉中。	【対応スケジュール】  ・早期の第三国リスト掲載を目指し、農水省が交渉 ・厚労省及び農水省は第三国リスト掲載から1か月以内に輸出要綱を公表		0.01億円程度			

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
45	UAE	加熱処理家きん肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAEに厚労省及び農水省が衛生証明書様式へのコメントを提出。</li> <li>UAEは、日本側の衛生証明書案の内容について回答(5月9日接受)。</li> <li>厚労省及び農水省は、UAEの回答に基づき新たな衛生証明書案をUAEに提示(5/31)。</li> </ul>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UAEから追加で質問や資料提供の依頼があれば対応</li> <li>衛生証明書様式に合意した後1か月以内に厚労省及び農水省は輸出要綱を公表</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p>	0.01億円程度				
46	チリ	牛肉の解禁協議	厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を提出済み。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チリから追加質問・追加資料要求があれば対応</li> <li>厚労省及び農水省は現地調査を受入、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表</li> </ul>	0.01億円程度				
47	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	2019年8月、香港側から受入の回答が得られた。	<p>【対応スケジュール】</p>	— (加工処理手順)				
48	ロシア	家きん肉・卵の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち</li> <li>2019年5月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。</li> <li>2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求</li> </ul>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロシアから最終報告書が提示されれば、これに基づき、厚労省及び農水省は輸出条件、衛生証明書を協議し合意</li> <li>厚労省及び農水省は輸出要綱を公表(合意の翌月)</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p>	(家きん肉) 0.01億円程度 (鶏卵) 0.02億円程度				

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性	
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降		
49	中国	牛肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年4月、日中経済ハイレベル経済対話において中国向け輸出解禁の重要なステップである、日中動物衛生検疫協定（仮称）に実質合意。</li> <li>・2019年6月、G20大阪サミットの際の日中首脳会談において、同協定の署名の準備が整ったことを確認し、早期に署名し、日本産牛肉の対中輸出再開につながることへの期待を表明。</li> </ul>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結</li> <li>・厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>早期に日中動物衛生検疫協定（仮称）の署名</p>						日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。
50	韓国	牛肉の解禁協議	7月に回答書を提出する予定であったが、作業の遅れにより提出を延期。厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を提出予定（9月）。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国から追加質問・追加資料要求があれば対応</li> <li>・厚労省及び農水省は現地調査を受入、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表</li> </ul> <p>厚労省及び農水省は9月中に回答書を提出</p>						（牛肉） 41億円程度
51	トルコ	牛肉の解禁協議	厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を2019年6月に提出。	<p>【対応スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トルコから追加質問・追加資料要求があれば対応</li> <li>・厚労省及び農水省は現地調査を受入、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成、公表</li> </ul>						0.05億円程度
52	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続きに時間を要している。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に事業者へのフォローアップを実施</li> <li>・引き続き、各種ツール（農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等）を活用し、事業者等に対して相談窓口（在外公館、現地JETRO）の情報提供</li> </ul>						タイFDAの商品登録について迅速化など改善が見られた場合に加工食品輸出額として1億円 （※タイ66億円 ※フィリピン33億円（2017年））

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
53	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要	衛生証明書の様式の協議に入る前段として、ペルー政府から、我が国の水産物の衛生管理に関し、質問が提示され、これに対し、2018年7月に農水省及び厚労省が回答するとともに、衛生証明書等に関して質問を実施。衛生証明書の様式協議に入るべく、ペルー政府に対し我が国の回答に対する反応を在ペルー日本国大使館と連携し催促してきたが、先方からの応答はなく、本年6月に追加質問が接到。回答を準備中。	<p>【対応スケジュール】</p>					ペルー向け輸出額の維持・拡大（ペルー向けの水産物輸出実績（2018年）：2億円）
55	EU	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3者協議の開催</li> <li>・事業者は、個別の添加物ごとに安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す</li> <li>・農水省は、EU未認可添加物を使用した加工食品の輸出可能性規模の調査を行い、認可申請に取り組む添加物の選定を行う。</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p>					53.8億円（商社へのアンケート結果を基に集計）。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
56	米国	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3者協議の開催</li> <li>・事業者は、個別の添加物ごとに安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す</li> <li>・農水省は、米国未認可添加物を使用した加工食品の輸出可能性規模の調査を行い、認可申請に取り組む添加物の選定を行う。</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>クチナシについては、事業者において、安全性試験データを取りまとめる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; float: right;"> <p>データ がまと まり次 第、事 業者は 速やか に申請</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ベニコウジについては、事業者において、安全性試験を開始する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; float: right;"> <p>分析が終 わり次 第、事 業者は 安全 性試験 を開 始</p> </div> </div>					347.3億円（商社へのアンケート結果を基に集計）。
57	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料は2019年10月から公的証明書が必要	中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き中国の状況を注視</li> </ul>					輸出額の維持

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性	
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降		
60	米国	家きん肉の解禁協議	厚労省は、米国農務省食品安全局(FSIS)に家きん製品のリスク評価を申請。 米国は家きん疾病（鳥インフルエンザ及びニューカッスル病）に関する日本の清浄性を認定（家畜衛生評価終了）。 厚労省は、リスク評価に必要な情報について確認（2019年9月）	【対応方針】 ・厚労省は、FSIS評価への回答を提出 ・厚労省は現地調査受け入れ ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表						0.01億円程度
61	米国	豚肉の解禁協議	厚労省は、米国農務省食品安全局(FSIS)に豚肉製品のリスク評価を申請。 米国は豚の疾病（豚コレラ及び豚水疱病）に関する日本の清浄性を認定していたが、2018年9月の豚コレラ発生により、豚コレラの清浄性認定を一時停止。	【対応方針】 ・農水省は豚コレラの国内清浄化を達成後、米国の求める資料を提出し評価を受け、米国に清浄国として認めてもらう ・厚労省は、FSIS評価への回答を提出 ・厚労省は現地調査受け入れ ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表						0.01億円程度
62	GCC諸国	全ての食品に衛生証明書が必要となる可能性。	クウェート、バーレーン及びカタールは実施を延期。	【対応方針】 ・引き続きGCC諸国の状況を注視 ・必要に応じて農水省は厚労省とともに、衛生証明書の発行体制について整備を進める						輸出額の維持
63	シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。	・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 ・2019年7月2日、厚労省はシンガポール向け家きん肉を処理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監視の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを都道府県等に周知した。	【対応スケジュール】 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; margin-top: 10px;">EU側から受入の回答が得られれば、要綱に規定</div>						— (輸出の前提となる衛生条件)

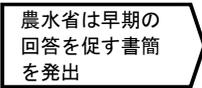
No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
64	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。  (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。)	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議。  ・5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・7月に台湾側より、施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡があった。 ・厚労省は、8月に要綱を作成し発出。	【対応スケジュール】  厚労省は、施設認定権限のさらなる移譲の可能性について台湾に確認					— (施設の認定手順)
65	中国	鶏肉の解禁協議	2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年4月、日中経済ハイレベル経済対話において中国向け輸出解禁の重要なステップである、日中動物衛生検疫協定(仮称)に実質合意。 ・2019年6月、G20大阪サミットの際の日中首脳会談において、同協定の署名の準備が整ったことを確認。	【対応方針】 ・外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は、中国側と協議 ・厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施  【対応スケジュール】  早期に日中動物衛生検疫協定(仮称)の署名					日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。
66	中国	鶏卵の解禁協議	2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年4月、日中経済ハイレベル経済対話において中国向け輸出解禁の重要なステップである、日中動物衛生検疫協定(仮称)に実質合意。 ・2019年6月、G20大阪サミットの際の日中首脳会談において、同協定の署名の準備が整ったことを確認。	【対応方針】 ・外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は、中国側と協議 ・厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施  【対応スケジュール】  早期に日中動物衛生検疫協定(仮称)の署名					日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。
67	中国	乳・乳製品の解禁協議	輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 ・2019年4月、日中経済ハイレベル経済対話において中国向け輸出解禁の重要なステップである、日中動物衛生検疫協定(仮称)に実質合意。 ・2019年6月、G20大阪サミットの際の日中首脳会談において、同協定の署名の準備が整ったことを確認。	【対応方針】 ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃・緩和に向けて働きかけ ・外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結 ・厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施  【対応スケジュール】  早期に日中動物衛生検疫協定(仮称)の署名					日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
68	EU	原材料中の卵・乳の使用割合が50%未満の加工食品については、現在は原材料となる卵・乳の施設認定は必要ないが、2021年以降、原材料の施設認定が必要となる予定	EUは、2017年に4年間実施を延期（2020年末まで猶予期間）  輸出意向のある菓子や調味料製造事業者が既に存在し、輸出に向けて準備中。 EUに対しSPS通報の際に農水省より意見を提出したが、実施の予定は変えられていない。他国でも微量に含む製品については対象外とするよう意見を提出している国もある。	【対応方針】 ・農水省は、2021年4月21日以降の新制度の適用について、DG-SANTEへ確認 ・確認後、農水省は新制度の概要を事業者へ周知 ・厚労省及び農水省は、EU規則施行後、速やかに要綱を策定					年間0.2億円の増
69	EU	鯉節に含まれるベンゾピレンの量が制限されている。	本枯節など的高级品が輸出できないため、農水省が制限緩和を要請したが、EUは応じず。  EU代表部を通じ、8月にEUのDG・SANTEに対し協議を行ったが、だし抽出用ティーバッグであっても商品自体のベンゾピレン含有量が規制値を超えていれば輸入不可であり、かつ、ベンゾピレン規制値の緩和も困難と回答あり。	【対応スケジュール】  バックの様態での輸出の見通しが立たないことから、農水省は、EU基準値をクリアーできる製法の開発普及に注力する					2.6億円（鯉節類の輸出実績がある国への平均的な輸出額と同程度）
70	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	申請は直接地方厚生局、保健所に行われるため、申請状況が不明	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう、支援を行う					—

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
71	EU	シソなどEUで1997年以前に普及していなかった新規食品（Novel Food）を流通させるには認可が必要	シソはEUの新規食品リストに掲載されているが、販売停止等の措置は受けておらず、実態として輸出が行われている。	<p>【対応スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、輸出事業者または現地輸入事業者に対し、1997年以前にEU向けにシソが輸出されていたことを確認できる書類又は、1997年以前にEU内でシソが流通していたことを確認できる書類を収集するよう、働き掛ける</li> <li>・事業者は、書類が整い次第速やかに、EUに対して新規食品リストからシソを削除することを申請</li> <li>・農水省はEUに対し、速やかにシソを新規食品リストからシソを削除するよう、働き掛ける</li> </ul>					0.13億円
72	シンガポール	鶏肉、鶏肉製品、鶏卵、鶏卵製品の施設認定権限がシンガポール側にある。	シンガポール政府は、認定権限を日本政府に委譲するためには、今後新規に認定される施設からの輸入実績が良好であることや、再度の現地調査が必要としている。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出実績を踏まえて、鶏肉、鶏肉製品及び鶏卵製品について、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、シンガポール政府と協議を開始する</li> <li>・鶏卵については農家登録が要件であるため、農水省が対応</li> </ul>					— (施設の認定手順)
73	EU	豚肉の解禁協議	EUによる公衆衛生評価中。 現在、家畜疾病の豚コレラが日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、国内豚コレラ清浄化の後、EUの求める資料を提出し、再評価を受ける</li> <li>・加盟国協議を経て日本を豚肉輸出可能な国として第三国リストに掲載してもらう</li> <li>・厚労省は、EUによる公衆衛生評価の完了を目指す</li> <li>・厚労省及び農水省は輸出要綱を公表</li> </ul>					0.25億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
74	台湾	豚肉の施設認定権限が台湾側にある。 日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。	豚コレラ発生により、対台湾輸出豚肉が停止となったことに伴い、農水省は、地域主義の適用について台湾側と協議を実施中。なお、台湾は、現時点では、他国に対し、豚コレラの地域主義を適用していない。	【対応方針】 豚コレラ発生により、対台湾輸出豚肉が停止となったことに伴い、台湾側の手続きは進んでいない 国内豚コレラ清浄化し、農水省は、地域主義の適用を台湾側と協議					— (施設の認定手順)
75	台湾	30か月齢以上の牛肉の輸出不可。 (台湾は、BSE発生国からの牛肉輸入を30か月齢未満と法律で規定)	米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができない。 ・2019年5月、厚労省と農水省は台湾側からの技術的な質問票に対する回答作成し台湾側に提出。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、台湾側からの評価結果を得られたら、これに基づき台湾側と協議を実施					4億円程度
77	ロシア	牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲 日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。	2015年2月に輸出解禁(2施設)。 2019年1月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、ロシア側と協議を実施					3億円程度
78	韓国	豚肉の解禁協議	韓国動植物検疫局より、豚肉輸入に関する質問票を接受。	【対応方針】 ・農水省は豚コレラの国内清浄化を達成 ・厚労省及び農水省は韓国側へ質問票の回答を送付 ・厚労省及び農水省は韓国側現地調査の受け入れ ・厚労省及び農水省は家畜衛生条件・衛生証明書の合意 ・厚労省は輸出施設の認定					1.2億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
79	台湾等	他国に対し、家畜伝染病に係る地域主義が適用されていない。	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラが発生した場合には、日本全体からの輸出が停止となる。 2019年5月、シンガポールについては地域主義の適用を達成（口蹄疫・鳥インフルエンザ）	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省において引き続き協議を実施</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>台湾について高病原性鳥インフルエンザの地域主義に係る質問票への回答を作成・提出</p>					—
80	フィリピン	豚肉・家きん肉の解禁協議	牛肉は施設登録ができていない部分のみ出荷可能だが、豚、鶏は輸出不可	<p>【対応方針】（豚肉の輸出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は豚コレラの国内清浄化を達成</li> <li>厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表</li> <li>農水省は、フィリピン政府に豚コレラ清浄の関連資料を提出し、輸出解禁協議の継続を要請</li> </ul> <p>【対応スケジュール】（家きん肉の輸出）</p> <p>厚労省及び農水省は質問票への回答を作成・提出</p> <p>厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表</p>					—
81	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分の緩和	牛肉エキス、部分水素添加油脂等が含まれる食品は輸出不可	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に事業者へのフォローアップを実施</li> <li>引き続き、各種ツール（農政局のメルマガ、輸出促進協議会、SNS等）を活用し、事業者等に対して相談窓口（在外公館、現地JETRO）の情報提供</li> </ul>					—
83	中国 香港 台湾 シンガポール	フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない。	厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を台湾、香港、中国、シンガポールに働きかけ中。民間フグ団体が台湾、香港、シンガポール、中国への輸出を要望。	<p>【対応スケジュール】</p> <p>厚労省、農水省及び外務省は、輸入解禁の働きかけを実施。 厚労省は、衛生証明書案に合意できた国・地域から取扱要領を発出。</p>					0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸出量（筋肉のみ）を基に推計）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
84	中国	イヌマキの輸出再開 (中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止)	日本産イヌマキの輸出再開について、現在、日本が提出した追加情報を基に中国側で検討中。中国側の専門家による現地調査を受ける必要がある。	【対応方針】 ・農水省は中国に対して早期の専門家による現地調査の実施を促す					50億円
85	インド	りんごの輸出解禁	訪印し、日本産りんごの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に検疫措置をインド側で検討中。インド側の専門家による現地調査を受ける必要がある。	【対応スケジュール】 					1億円
86	タイ	かんきつ類の条件変更	訪タイし、日本産かんきつ類の査察制への移行について、タイからの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に検疫措置をタイ側で検討中。	【対応方針】 ・農水省はタイに対して進捗を定期的に確認し、早期の査察制への移行を促す  【対応スケジュール】 					0.2億円
87	豪州	いちごの輸出解禁	豪州側が訪日し、日本産いちごの輸出解禁について、豪州からの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に検疫措置を豪州側で検討中。	【対応方針】 ・豪州国内でパブリックコメント期間が終了したことから、農水省は豪州に対して規則改正に向けた手続きの早期完了を促す					0.06億円
88	EU	黒松盆栽の輸出解禁	訪伊し、日本産黒松盆栽の輸出解禁について協議。現在、日本から提出した情報を基に検疫措置をEU側で検討中。	【対応方針】 ・欧州食品安全機関による病害虫リスク評価の結果の公表を受けて、現在、欧州委員会で検疫措置の検討中であることから、農水省は欧州委員会に対して早期の検討を促す					0.4億円
89	米国	うんしゅうみかんの条件変更	訪米し、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止について、米国からの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に検疫措置を米国側で検討中。	【対応方針】 ・農水省は米国に対して進捗を定期的に確認し、米国の規則改正に向けた手続きの早期完了を促す					0.05億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性	
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降		
90	米国	なしの条件変更	訪米し、日本産なしの全ての都道府県からの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に米国で検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・農水省は米国に対して進捗を定期的に確認し、米国の規則改正に向けた手続きの早期完了を促す						0.55億円
91	米国	メロンの輸出解禁	訪米し、日本産メロンの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。 現在、日本から提出したデータを基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省は米国に対して早期の検討を促す ・米国側の要請があれば、農水省は米国側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出						0.03億円
92	インド	なしの輸出解禁	訪印し、日本産なしの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 日本産りんごの輸出解禁が実現次第、協議を進める。	【対応方針】 ・りんごの輸出解禁が実現次第、農水省は協議を進める						0.06億円
93	インド	スギの輸出解禁	日本産スギの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リストを準備中。	【対応方針】 ・りんご及びなしの協議の進捗を見ながら、農水省は解禁要請を判断						8万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 、10億円
94	ベトナム	りんごの条件変更	訪越し、日本産りんごの袋かけの代替措置の設定について、ベトナムからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検疫措置をベトナム側で検討中。	【対応方針】 ・農水省はベトナムに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す						2億円
95	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	訪越し、日本産うんしゅうみかんの輸出解禁について、ベトナムからの要請とともに協議。 日本産りんごの袋かけの代替措置の設定が実現次第、協議を進める。	【対応方針】 ・りんごの条件変更が実現次第、農水省は協議を進める						0.09億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
96	フィリピン	いちごの輸出解禁	日本産いちごの輸出解禁について、2019年6月に輸出解禁要請とともに、病害虫リストを提出。現在、日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・6月に輸出解禁要請とともに、病害虫リストを提出 ・フィリピン側の要請があれば、農水省はフィリピン側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出					0.03億円
97	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	中国向け精米の輸出について、従来、精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所であったところを、2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。検疫条件の一部変更についても合意。	【対応方針】 ・検疫条件の一部変更に向け、農水省は中国との協議を実施（複数回）					5,000トン、20億円
98	タイ	玄米の輸出解禁	日本産玄米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・タイ側の要請があれば、農水省はタイ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出（かんきつ類（条件変更）への対応を優先）					1,500トン、4億円
99	カナダ	ももの輸出解禁	日本産ももの輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省はカナダに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・カナダ側の要請があれば、農水省はカナダ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出					0.01億円
100	中国	ぶどうの輸出解禁	訪中し、日本産ぶどうの輸出解禁について、中国からの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に中国側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省は中国に対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・中国側の要請があれば、農水省は中国側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出					0.16億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
101		輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。  例 果物、野菜（なし、りんご以外の検疫条件未設定）＜フィリピン＞	【対応方針】 ・農水省は事業者・輸出者の要望を踏まえて、順次、検疫協議を進める ・農水省はフィリピン向けいちごについて、6月に輸出解禁要請とともに、病害虫リストを提出					
104	中国	新規魚種登録等	中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 本年3月、農水省は新規の魚種登録申請を行っているが反応がない。6月に追加の魚種登録申請を行っているが反応がない。	農水省は、大使館を通じ早期の協議開催及び新規登録を要請するとともに、中国側対応を定期的に確認し早期の手续を促す					12億円程度（新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2018年中国向け輸出単価から推計）
105	豪州	豪州向けさけ科魚類の検疫協議	現在、豪州向けさけ科魚類は疾病への懸念から輸出できない。	農水省は、今年度中に北海道産さけにおいて、豪州側が動物衛生上問題視している疾病が発生していないことを示すデータを収集する。農水省は、本調査の結果を基に、来年4月以降に輸出解禁に向けて豪州への働きかけを行う					0.6億円程度（業界団体推計）
106	中国	ペットフード解禁協議	日本産ペットフードの輸出解禁について、現在、日本が提出した情報（質問票への回答及び対中輸出希望施設リスト）を基に中国側で検討中。今後、中国側の専門家による現地調査を受ける必要がある。	【対応方針】 ・農水省は中国に対して早期の専門家による現地調査の実施を促す					2億円程度
107	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁協議	10月に輸出施設の現地調査を受け入れることとして準備中。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、サウジアラビア当局による現地調査を受入れる ・現地調査の結果等を踏まえ、食品衛生及び動物衛生等の観点から評価を受ける ・輸出条件協議					0.9億円程度
				サウジアラビア当局による現地調査受入		サウジアラビア当局による評価			

### Ⅲ すでに対応済みのもの

Ⅲ すでに対応済みのもの

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
1 (済)	米国	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定済み】 ・和牛マスター食肉センター（兵庫県）  厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定	対応済み					16.5億円程度 (再掲)
2 (済)			【認定済み】 ・（株）北海道畜産公社道東事業所十勝工場  厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定	対応済み					
3 (済)			【認定済み】 ・（株）ミヤチク都農工場（宮崎県）  厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定	対応済み					
5 (済)	EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定済み】 ・和牛マスター食肉センター（兵庫県）  厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUIに通知、2019年7月に認定	対応済み					19.5億円程度 (再掲)
6 (済)			【認定済み】 ・（株）ナンチク（鹿児島県）  厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUIに通知、2019年7月に認定	対応済み					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
7 (済)			<p>【認定済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)ミヤチク都農工場(宮崎県)</li> </ul> <p>5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定</p>	対応済み					
9 (済)	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	<p>【認定済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミートランド(秋田県)</li> </ul> <p>シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定</p>	対応済み					1億円程度 (再掲)
16 (済)	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のための手続きが必要。	<p>東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、5月中に窓口設置。</p> <p>窓口を設置後、5月から証明書発行業務を開始</p>	対応済み					—
19 (済)	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要	<p>2018年10月に現地調査を受け入れ。</p> <p>2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。</p> <p>2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。</p> <p>2019年5月31日、輸出要綱公表。</p>	対応済み					0.25億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降		
24 (済)	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	<p>・経産省は、生鮮品についての①申請時提出書類の統一化・簡素化、②再輸出時の提出資料免除、③出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。</p> <p>・日本商工会議所は、各地申請窓口改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。</p>	対応済み						—
25 (済)		国と県の見解の相違	<p>シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生</p> <p>2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を発出</p>	対応済み						—
26 (済)		水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	<p>EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。</p> <p>指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。</p>	対応済み						—
41 (済)	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある	<p>・現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。</p> <p>・2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。</p>	対応済み						— (施設の認定手順)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性	
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降		
42 (済)	シンガポール	家きん肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省及び農水省は、5月中旬に輸出要綱を公表</li> <li>・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定</li> </ul>	対応済み						0.01億円程度
43 (済)	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄する場が多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。</li> <li>・シンガポールより、6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡</li> <li>・厚労省は、7/2付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAにより周知（輸出要綱も改正（8月中））。</li> </ul>	対応済み						— （輸出の前提となる衛生条件）
44 (済)	台湾	<p>牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定</p> <p>施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年12月に台湾による現地調査を実施。</li> <li>・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。</li> </ul>	対応済み						台湾向け輸出施設数の維持・拡大 （台湾向けの輸出実績（2018年）：40.7億円）
54 (済)	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要	<p>最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。</p> <p>2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。</p>	対応済み						（輸出の前提となる衛生条件）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				9月	10月	11月	年内	令和2年以降	
58 (済)	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。  ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、8月に都道府県等に通知を发出。	対応済み					36億円程度
59 (済)	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。  ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、8月に都道府県等に通知を发出。	対応済み					40億円程度
76 (済)	タイ	豚肉の解禁協議	・2019年7月23日に輸出検査条件及び証明書様式についてタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。	対応済み					0.01億円程度
82 (済)	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。 ・動物検疫所での対応について再徹底が図るため、本年5月30日に通知を发出。 ・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。	対応済み					—